

茨城県水郷県民の森利活用事業公募要項

令和2年12月1日制定
令和6年11月1日改定
茨城県農林水産部林政課

1 目的

地域の原風景である里山の雑木林や大膳池などの自然環境と野外活動広場やビジターセンターなどの施設を有する「茨城県水郷県民の森」(以下「水郷県民の森」という。)の有効活用と周辺地域の活性化または公共の福祉のため、民間事業者、市町村、観光・商工団体等(以下「民間事業者等」という。)によるイベント等の事業(以下「イベント」という。)を公募により実施し、水郷県民の森の利活用促進を図る。

2 公募条件

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1)「茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例」に規定する設置目的(森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する。)を踏まえた地域の活性化等に資するイベント、または利用者の利便性向上に資するもの、もしくは、公共の福祉等に資するものであること。
- (2)県は水郷県民の森利用や市町村等との調整にのみ参画するものであり、イベント実施に係る経費は負担しないものであること。
- (3)イベントの実施にあたっては、参加者負担金の有無を問わないが、営利目的のイベントについては、別途利用料等を徴する場合がある。
- (4)各種感染症(新型コロナウイルス等)の拡大状況により、必要に応じた感染症対策に取り組むものであること。
- (5)公序良俗に反しないものであること。

3 施設概要

(1)自然環境

- ・雑木林(遊歩道により広大な林内の散策ができる)
- ・大膳池(森に囲まれ、多くの野鳥が飛来する)

(2)既存施設

- ・野外活動広場(野球場程度の面積を有する芝生の広場)
- ・ビジターセンター(県産材を活用した木造建築(延床面積約700 m²)の空間)
- ・活動体験施設(延床面積約120 m²)
- ・グランドゴルフ場(周囲に舗装路を持つ芝生の広場)

4 応募方法および実施決定

- (1)申し込みは、企画書(様式任意)を添付した電子メール等により受け付けます。
- (2)申し込み内容を指定管理者と審査のうえ、イベント実施の可否について通知します。
※詳細は別添「茨城県水郷県民の森イベント応募要領」による。

5 問い合わせ先

茨城県農林水産部林政課 森づくり推進室

電話：029-301-4021 FAX：029-301-4039

e-mail：rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

付 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年3月28日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月15日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年11月1日から施行する。